



事 務 連 絡

平成20年6月12日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局 計 画 課
振 興 課
老人保健課

消費生活用製品の重大事故に係る公表について（注意喚起）

平素より、介護保険行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
福祉用具の利用については、「福祉用具使用の際の重大製品事故発生に関する注意喚起のお願い（平成19年10月26日付け事務連絡）」、「介護ベッド用手すりによる重大製品事故について（注意喚起）（平成20年2月15日付け事務連絡）」等において御連絡しているところですが、今般、標記について経済産業省が別添1のとおり公表を行うとともに、別添2のとおり情報の提供がありました。

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、利用者が適切に使用するよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する措置を講じていくことが重要です。

福祉用具は、介護保険給付の対象種目としての使用、介護保険施設等の設備、備品としての使用等、様々な使用状況が想定されますが、いずれの状況においてもこれらの福祉用具が適切に使用され事故等の発生が防止され、また、無償修理が積極的に行われますよう御理解・御協力いただくとともに、貴都道府県関連部局内、貴管内市町村、関係団体、事業者及び利用者等に幅広く情報提供いただくようお願いいたします。